

平成24年11月教育委員会会議の要旨

1 日 時

平成24年11月22日(木)

開会 14時 閉会 15時24分

2 場 所

教育庁教育委員会室

3 出席委員

| | |
|----------|-------|
| 委員長 | 村上 智真 |
| 委員長職務代理者 | 稲野 靖枝 |
| 委員 | 岡野 芳子 |
| 委員 | 中田 範夫 |
| 委員(教育長) | 田邊 恒美 |

4 欠席委員

| | |
|----------|-------|
| 委員長職務代理者 | 山縣 俊郎 |
|----------|-------|

5 出席者

| | |
|------------------|-------|
| 教育次長 | 上野 清 |
| 教育次長 | 竹本 芳朗 |
| 審議監 | 小西 哲也 |
| 教育政策課長 | 河村 邦彦 |
| 教職員課長 | 田坂 祐治 |
| 義務教育課長 | 桑原 一郎 |
| 高校教育課長 | 廣川 晋 |
| 特別支援教育推進室次長 | 石本 正之 |
| 社会教育・文化財課長 | 大嶋 弘行 |
| 人権教育課長 | 尾崎 敬子 |
| 学校安全・体育課長 | 中村 充範 |
| 教育政策課企画監 | 濱井 昭巳 |
| やまぐち総合教育支援センター次長 | 十河 悟 |
| 学校安全・体育課学校安全管理監 | 清時 崇文 |

議 案

議案第1号『平成24年度山口県一般会計補正予算(第5号)についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

1 補正理由

総合支援学校における児童生徒の就学環境の安全確保を進めるために必要な施設設備について、国の経済対策を活用し、前倒して実施する。

2 国の経済対策の内容

○ 「日本再生戦略」における重点3分野（再生可能エネルギー等の環境分野、医療分野、農林漁業分野）をはじめとする施策の前倒し 1,051億円

○ 東日本大震災からの早期の復旧・復興及び大規模災害に備えた防災・減災対策に係る施策を中心とした緊要性の高い施策の実施 2,643億円

【うち教育委員会関連事業】

— 学校施設老朽化等への緊急対策（公立学校施設） — 149億円

《事業内容》

平成25年度整備予定個所のうち、学校安全対策に係る国庫補助対象の施設整備であって、平成25年度末までに事業が完了するものについて前倒し実施。

《対象事業》

- ・大規模改造（老朽、トイレ改修、障害者対策）
- ・特別支援学校（幼・高）の新增築事業
- ※県立高校は対象外

○ その他（既存基金による非正規雇用労働者向けキャリアアップ^o支援等 362億円

3 事業内容、補正額及び繰越予定額

| 学校名 | 事業内容 | 補正額 | 財源 | | 繰越予定額 |
|-----------|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 国庫 | 県債 | |
| 下関南総合支援学校 | トイレ改修（車いす対応のための洋式化、引き戸への改修） | 42,700 | 11,100 | 31,600 | 39,800 |
| 萩総合支援学校 | バリアフリー改修（渡り廊下段差解消、引き戸への改修） | 13,500 | 4,100 | 9,400 | 12,300 |
| 合計 | | 56,200 | 15,200 | 41,000 | 52,100 |

(単位 千円)

議案第 2 号 『一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

議案第 3 号 『一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

1 改正の趣旨

平成 24 年 10 月 17 日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年山口県条例第 2 号）及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和 27 年山口県条例第 6 号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の内容

自宅に係る住居手当を廃止。

〔現行〕

新築・購入から 5 年経過するまで 月額 3,000 円
" 5 年経過後 月額 2,000 円

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

議案第 4 号 『文化財の県指定について』

【概要】

山口県文化財保護条例（昭和 40 年山口県条例第 10 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、以下の文化財を山口県指定有形文化財に指定するもの。

有形文化財（歴史資料）

| 名 称 | 所 在 の 場 所 | 所 有 者 |
|----------------------|----------------|----------|
| 吉田松陰関係資料 (松陰神社伝来) | 萩市大字椿東 1 5 3 7 | 宗教法人松陰神社 |

【概要】

下記の文化財の県指定について、山口県文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき、標記審議会に対して意見を問うもの。

記

1 種 別

天然記念物

2 名 称

教善寺のサザンカ

3 概 要

教善寺境内、旧万倉幼稚園園舎の裏手に生育している。寺伝によると16世紀に、付近を治めた領主の家臣がサザンカの種をまいたものが成長し、国内のサザンカとしては屈指の古木、巨木となった。

4 所在地

宇部市大字西万倉1244番地

5 所有者

宗教法人教善寺 住職 杉形尚城

6 現状及び特色

本樹は教善寺境内、旧万倉幼稚園園舎の裏手に生育している。樹高約13m、目通り幹囲は約2.3m。樹齢は約450年と推定され、国内でも屈指の古木である。また、その樹高も、県内においては類例がなく、全国的にも最大級のもののひとつとみられる。野生型サザンカの古木であり、サザンカ本来の遺伝子を保持するものとして価値が高い。

開花期は10月下旬から12月中旬にかけてで、白色の花を咲かせる。花弁は9～11枚、雄ずいの一部が花弁となった八重咲き（重弁花）で、結実し種を付ける。地上約15cmのところから2本に分岐し成長した痕跡が見られるが、現在は完全に癒合している。地上3mくらいから支枝が30数本に分岐しており、一部に、枝と枝が癒着した状態が見られる。

7 価 値

樹齢は約450年と推定され、国内でも屈指の古木である。

樹高約13m、目通り幹囲約2.3mでサザンカとしてはまれに見る大きさである。

野生型サザンカの古木で、サザンカ本来の遺伝子を保持するものとして価値が

高い。

8 その他

平成6年に楠町指定天然記念物に指定された（合併により、平成16年11月1日宇部市天然記念物指定）。

平成21年に樹木医を含む地元有志による保存会が設立され、定期的に手入れが行われている。

【 質 疑 】

- 稲野委員：天然記念物の県指定の選定は、どのような基準で、どのように決定するのか。
- 社会教育・文化財課長：一律に定まった基準はない。文化財の県指定に至るまでの流れとして、地域の保存会等の団体から市町教育委員会あるいは県教育委員会に紹介状が提出される場合や、既に市町指定が行われている文化財について、市町教育委員会から県教育委員会に文化財の県指定を行うよう推選されることがある。

- 岡野委員：宇部市には樹木医がいて、定期的に樹木を手入れしているのか。
- 社会教育・文化財課長：樹木医はおり、本サザンカにおいても定期的に手入れされている。

- ◆『平成25年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針』について報告された。

【概要】

平成25年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

子どもたち一人ひとりの夢の実現のためには、教育改革を着実に推進するとともに、各学校の組織力を強化し、家庭・地域と連携しながら、教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりが、それぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、特色ある学校づくり、確かな学力や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一校勤務が、小・中学校においては7年、県立学校においては10年（小・中学校採用者は7年）を超える者については、原則として異動を行う。
- 2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。
- 3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。
- 4 地域間、小・中・高等学校と特別支援学校間等の人事交流を推進する。
特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程間、普通科・専門学科・総合学科高校間及び普通科高校の地域間の交流を、さらに、特別支援学校においては、特別支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

【 質 疑 】

○中 田 委 員：民間人校長等の任用は行っているのか。

●教職員課長：全国では多くの教育委員会が実施しているが、本県教育委員会では、民間人校長等の任用における様々な課題等もあり、現時点では導入していない。ただし、教頭を民間企業等に1年間研修派遣を行い、民間企業等におけるマネジメント等のノウハウを学ばせ、その経験を学校経営に生かすような取組は行っている。

【 主な意見 】

○稲 野 委 員：高等学校は、小・中学校及び特別支援学校に比べ、特別支援教育に対する取組が進んでいないと思われるため、特別支援教育の経験のある教員を高等学校に配置することにより、特別な支援がいる子どもたちの教育環境を整えていただきたい。

●教職員課長：これまでも特別支援学校と小・中・高等学校との間の人事異動は積極的に進めてきたところであるが、今後も高等学校の人事異動については、人事異動方針に基づき、さらに進めていきたい。

○岡 野 委 員：課題のある教員に対する指導などは、学校の管理職である校長や教頭の指導力が重要であると思われるため、その点を考慮し、人事異動を考えてほしい。

●教職員課長：課題のある教員に対する指導については、まずは校長、教頭を中心とした学校の管理職による指導や、同僚の教員などがお互いに支え合いながら、その資質能力を向上していくことが大事であると考えている。また、直接、市町教育委員会や県教育委員会の職員が学校を訪問し、指導も行っている。引き続き課題のある教員に対して適切な指導を行っていきたい。

◆『平成25年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領』について報告された。

【概要】

◇第一次募集

- ・志願登録の期間 2月 8日（金）から2月14日（木）午前10時まで
- ・出願の期間 2月19日（火）から2月22日（金）午前10時まで
- ・学力検査 3月 7日（木）
- ・選抜結果の発表 3月15日（金）午前10時

◇昨年度との主な変更点

学力検査の時間割の変更及び学校指定教科検査の進め方の追記。

《学力検査時間割表》

| 時限 | 教科 | 検査時間 |
|---------|----|-------------------|
| 1 | 国語 | 9:00～9:50 (50分) |
| (休 憩) | | |
| 2 | 数学 | 10:10～11:00 (50分) |
| (休 憩) | | |
| 3 | 英語 | 11:20～12:10 (50分) |
| (昼 食) | | |
| 4 | 社会 | 13:00～13:50 (50分) |
| (休 憩) | | |
| 5 | 理科 | 14:10～15:00 (50分) |

《学校指定教科検査》

国語、数学及び英語のうち、高等学校長が定める教科を、学力検査当日に実施する。検査時間は、各高等学校、学科において実施する教科数に応じて、次に示すとおりとする。

[1教科実施の場合] 15:20～15:40 (20分)

[2教科実施の場合] 15:20～16:00 (40分)

[3教科実施の場合] 15:20～16:20 (60分)

なお、2教科又は3教科実施の場合、検査時間内での各教科の時間配分及び回答する教科の順序については、受検者の任意とする。

検査問題は、各教科とも配点20点で県教育委員会が作成する。

◇推薦入学

- ・出願の期間 1月25日(金)から1月30日(水) 午前10時まで
- ・面接等の実施日 2月 6日(水)
ただし、1日で実施することができない高等学校にあっては、
2月 7日(木)にも行うことができる。
- ・選抜結果の通知 2月14日(木) 午前10時に中学校長及び本人に通知

◇連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

山口県立周防大島高校(普通科・福祉科)において実施する。

- ・出願の期間 1月25日(金)から1月30日(水)
午前10時まで
- ・面接及び小論文の実施日 2月 6日(水)
ただし、1日で実施することができない場合は、
2月 7日(木)にも行うことができる。
- ・選抜結果の通知 2月14日(木) 午前10時以降に中学校長及び本人に通知

◇第二次募集

実施学校・学科及び募集人員は、3月15日（金）に県教育委員会が発表する。

・出願の期間

全日制課程 3月18日（月）～3月21日（木）午後2時まで

定時制課程 3月18日（月）～3月26日（火）正午まで

・面接等の実施日

全日制課程 3月22日（金）

定時制課程 3月27日（水）

・選抜結果の発表

全日制課程 3月25日（月）正午

定時制課程 3月28日（木）正午

◆『山口県文化財専門員の選考採用』について報告された。

【概要】

1 職種

文化財専門員

2 採用予定日

平成25年4月1日

3 採用予定人員

1名

4 職務内容

山口県教育庁社会教育・文化財課、山口県埋蔵文化財センターなどにおいて、埋蔵文化財に関する業務その他の行政事務に従事

- ・埋蔵文化財に関する事務及び事業調整
- ・埋蔵文化財の発掘調査、試掘・確認調査、調査報告書の作成
- ・その他、文化財保護行政に関すること

5 応募資格

昭和48年4月2日以降に生まれた者で、次のア、イのいずれかに該当する者

ア 大学（短期大学を除く）又は大学院において考古学又は文化財学を専攻し、文化財に関する専門課程を卒業又は修了した者

（平成25年3月31日までに卒業又は修了する見込みのある者を含む）

イ 国、地方公共団体又は大学その他の調査研究機関において、埋蔵文化財の発掘調査及び発掘調査報告書作成に相当程度の経験を有する者

6 応募書類の受付期間

平成24年11月26日（月）から12月25日（火）まで

7 選考の期日

- (1) 第1次選考 平成25年1月中旬・・・・・・・・書類選考
- (2) 第2次選考 平成25年1月27日（日）・・ 面接試験、適正検査
会場：山口県庁
- (3) 合格者発表 平成25年2月中旬

【 質 疑 】

- 岡野委員：県教育委員会の文化財専門員は何名いるのか。
- 社会教育・文化財課長：6名いる。このうち1名が今年度末をもって定年退職する予定であるため、選考を実施するものである。
- 稲野委員：6名の文化財専門員では、その業務を滞りなく遂行できるとは思えないが、実質的に埋蔵文化財に関する事務等を行うのは、どのような方が、何名で行っているのか。
- 社会教育・文化財課長：6名の文化財専門員は、各埋蔵文化財の発掘現場での指導的立場で指揮監督する職員である。また、この他に、教員からそのような職務に充てられた職員や、公益財団法人ひとづくり財団の職員がいる。そのため、6名の文化財専門員の他、8名のスタッフがチームを組んで、業務に携わっている。

◆『地域協育ネットの推進について』

【概要】

1 現 状

(1) 「地域協育ネット」の仕組み

- ・「地域協育ネット」とは、子どもたちの15年間の育ちを見守り、支援するための仕組み。
- ・①中学校区を一まとまりとした体制、②校区の推進母体（拠点）となる組織の確保、③コーディネーターの配置、④学校運営協議会の設置や学校施設の地域住民への開放 を重視しながら、各校区の仕組みづくりを支援。



「地域協育ネット」のイメージ

(2) 取組の背景

ア 子どもたちを取り巻く環境の変化、子どもたちを巡る課題の多様化・複雑化

⇒子どもたちの「生きる力」を育むための学校・家庭・地域が連携した具体的な仕組みづくりが必要。

イ 高齢化・団塊の世代の退職

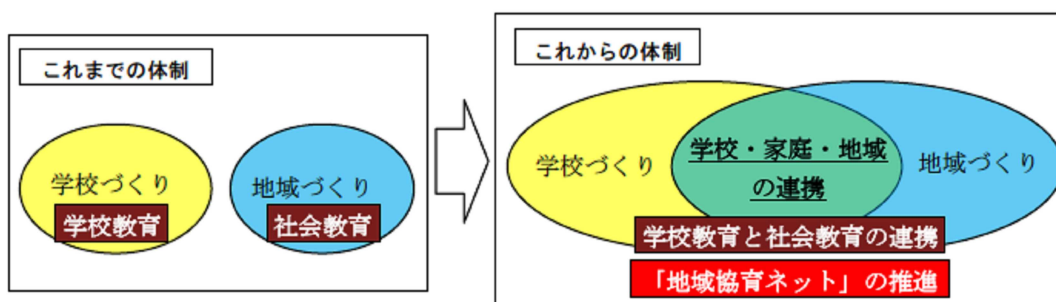
⇒人生の第2ステージを歩もうとする人々の経験や知識・技能等が活かされる仕組みづくりが必要。

ウ 東日本大震災の教訓

⇒地域のコミュニティづくり・地域住民の絆づくりが必要。

エ 事業間の連携の不足

⇒より総合的・俯瞰的に見た体制作りが必要。



(3) 実践協力校区の指定

- ・昨年度25中学校区、今年度38中学校区を実践協力校区に指定。
- ・各実践協力校区の取組をまとめた「実践事例集」を平成23年度末に作成し、成果を発信。

(4) 実践協力校区における取組の状況

《推進母体による分類》

- ①公民館拠点型
- ②学校支援地域本部拠点型
- ③学校運営協議会拠点型
- ④その他の地域組織拠点型

《取組がうまく進んでいる校区の特徴》

- ①地域のコーディネーターと学校の地域担当教員等、学校関係者と地域関係者の連携が緊密である。
- ②推進母体が十分に機能している。
- ③シンボルマークの公募や協働による企画・運営等、連帯感を生む新たなアイデアが豊富である。
- ③市町教育委員会が構想や具体的な計画をもって支援に当たっている。

《成果》

- ①学校関係者と地域関係者の共同による協議の場を設定している校区が増えている。
- ②コーディネーターの数及び活動の場が増えている。
- ③小・中連携に向けての顕著な動きが出てきている。 等

(5) 県教育委員会としての支援

ア 人材の養成

- ①「教育支援コーディネーター研修会」の開催
 - ・地域のコーディネーター養成のための研修会。
 - ・年間4期に分けて、計8日間で実施。
(平成24年度参加者数(3期まで)延べ258名)

②「学校関係者と地域関係者の合同説明会」の開催

- ・実践協力校区の学校関係者や学校運営協議会関係者、コーディネーター一等地域関係者、公民館職員、行政関係者等を対象とした研修会。
- ・平成24年度から実施。年2回。
(平成24年度参加者数 延べ471名)

イ 経費の補助

国の「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」により経費を補助。(補助率 国1/3・県1/3・市町1/3、国1/3・中核市1/3)

ウ 市町教育委員会への情報提供、助言

県教育委員会の「教育力向上地域支援チーム」により、各市町教育委員会を支援。

2 課題

(1)「地域協育ネット」の普及

今後、実践協力校区の成果を生かし、「地域協育ネット」を県内に広く普及していく必要がある。

(2)「地域協育ネット」における取組の活性化

仕組みをつくった後も、「地域協育ネット」が円滑に機能し、多くの地域住民の参画を得ながら、取組が活性化するように支援していく必要がある。

【 質 疑 】

- 岡野委員：「教育支援コーディネーター研修会」などの研修受講者の人材登録制度のようなものはあるのか。
- 社会教育・文化財課長：各市町教育委員会等において一律に、人材登録などはできていないが、当課においては、研修受講者の実績などを把握している。
- 中田委員：地域協育ネットの連携の対象に高校生を含んでいないのはなぜか。
- 社会教育・文化財課長：地域協育ネットの趣旨は、地域で中学校卒業程度までの子どもたちの育ちを見守るものであるが、高校生になると一つの中学校区に留まらず、校区を越えて分散してしまうので、主な対象としてはこの仕組みの中に入りにく状況にある。しかし、地域によっては、高校をその連携の一つに取り入れて、取組を展開している例もある。また、高校生がボランティアで、地域の活動に参加する事例も増えてきている。
- 教育長：地域協育ネットは、地域で子どもたちの育ちを見守るものであるが、その点だけではなく、地域のコミュニティづくりにつながっている取組でもある。知事部局とも連携し、推進していきたい。

- 稲野委員：「地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくり実践事例集」は、どのような方を対象に配布しているのか。
- 社会教育・文化財課長：市町教育委員会をはじめとして、地域で取組を行われている方々を含めて配布している。

【 主な意見 】

- 岡野委員：「教育支援コーディネーター研修会」などの研修受講者が地域で活動できるような受け皿となる組織づくりが重要であると思われるため、市町教育委員会と連携し、その組織づくりを進めてることが必要ではないか。
- 社会教育・文化財課長：研修受講者の地域での取組を推進する組織づくりのため、今年度から学校・地域両関係者が参加する「学校関係者と地域関係者の合同研修会」を開催しているところである。また、市町教育委員会の具体的計画の作成が進むよう、支援している。

- 岡野・稲野委員：地域ごとにその実情が異なると思われるため、県教育委員会が地域協育ネットの方向性を示し、各市町教育委員会や地域がそれに沿って、その地域の特色ある取組として展開していくことが必要である。

- 稲野委員：「教育支援コーディネーター研修会」などの研修受講者が、どの地域に住まれて、どのような背景を持たれているのかなどの情報を、全県で把握できるよう一元管理するとともに、その情報を広く提供することにより、地域協育ネットのさらなる活性化が図られるのではないか。
- 社会教育・文化財課長：全県にどのような情報を、どれくらい提供ができるか、あるいは研修を修了された受講者に対して、どのように活用させていただくかは、引き続き検討していきたい。

- 岡野委員：この取組の中でキーになるのは、地域で核となるコーディネーターの育成と思われる。地域人材の情報を積み上げるとともに、地域で活動できる方を年齢等を問わず活用してほしい。特に、PTA役員などのOBは、地域で活動できる背景もあると思われるため、その掘り起しを進めてほしい。
- 教育長：山口県は、平成22年度に行われた国勢調査の結果から、全国で4番目に高齢化が進んでいる状況にある。これは、多くの高齢者に地域で子どもの育ちを見守っていただけるというメリットでもある。そのため、地域協育ネットの取組をより一層拡充することにより、高齢者をはじめとした地域の方々自身による活力ある地域づくりにつながるものと考えている。
また、退職校長会の多くの方がやまぐち教育応援団に登録をいただいている。退職校長にも御協力いただきながら、地域協育ネットを推進していきたい。

○稲野委員：地域協育ネットの取組を周知することにより、地域のコーディネーターになろうと思われる方などが増えると思われるため、この取組の実践事例集を幅広く配布するとともに、地域協育ネットに関する情報の入手方法の周知も考えることが必要ではないか。